

「消すまでは 出ない行かない 離れない」 平成24年度全国統一標語

春季全国火災予防運動 3月1日(金)～7日(木)

春先になると、風の強い日が多く、空気が乾燥した日が続くため、火災が多く発生しています。

この時季を迎えるにあたり、火災予防思想を一層普及して火災の発生を防止し、高齢者などの死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐため、「春季全国火災予防運動」が展開されます。

重点目標

- ・ 林野火災予防対策の推進
- ・ 住宅防火対策の推進
- ・ 放火火災、連続放火火災予防対策の推進

※全国的に火災による死亡事故が多発しています。逃げ遅れを防止するためにも、「住宅用火災警報器」を設置しましょう。

サイレンの吹鳴

春季火災予防運動期間中に、サイレンを吹鳴します。火災の発生と間違えないようにご注意ください。

●吹鳴期間

3月1日(金)～7日(木)

●吹鳴時間

午前7時、午後6時に15秒間

■問い合わせ

大田原地区広域消防組合

大田原消防署

TEL (22) 3152

消防署黒羽分署

3月1日(金)～7日(木)

消防署湯津上分署

TEL (54) 1144

消防署湯津上分署

TEL (98) 3235



消防団員募集

大田原市消防団では、一緒に愛するまちを守ってくれる仲間を募集しています。

自分が育ったまち、自分が暮らすまち、自分が働くまち、そして子どもたちが育っていくまち。そんなかけがえのない大切なまちを、一緒に守りませんか。

仕事をしながら、地域の安全と安心のため力をあわせる消防団員。地域を知るあなただからできることがあります。あなたも地域防災の要として活動してみませんか。

今後、各地区消防団が消防団員の勧誘のため、ご家庭を訪問することがありますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、入団に関することは、最寄りの消防本部、または分署へお問い合わせください。

■問い合わせ

大田原地区広域消防組合

消防本部総務課総務消防係

TEL (22) 3004

消防署黒羽分署

TEL (54) 1144

消防署湯津上分署

TEL (98) 3235

住宅除染のお知らせ

市では、住宅除染の受付を行っています。除染作業を実施する前に生活環境における空間線量率の測定を行いますので、除染対象となる住宅をお持ちの方は申し込みをしてください。

●除染対象の住宅

- ・ 除染対象区域内の住宅
- ・ 除染対象区域外の中学生以下の子どもが居住している住宅

●申込要件

- ・ 戸建て住宅の場合 住宅の所有者、所有者の同意を得た居住者
- ・ 集合住宅の場合 所有者、管理組合、所有者の同意を得た管理会社

●受付期限 3月11日(月)

●申込方法

「住宅の空間線量率測定・除染申込書兼同意書」に必要事項を記入・押印の上、危機管理課へ郵送で申し込み。

※「住宅の空間線量率測定・除染申込書兼同意書」は、危機管理課、各支所・出張

所および各地区公民館で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。詳細については、広報おたわら12月



15日号と一緒に配布した「住宅除染のお知らせ」をご覧ください。

●住宅除染受付事務所の設置

「住宅の空間線量率測定・除染申込書兼同意書」の受付について、住宅除染受付事務所を開設し、「いであ(株)」に委託しています。

大田原市住宅除染受付事務所
フリーダイヤル
TEL 0120・027561

■問い合わせ 東 2階

危機管理課放射線物質汚染対策係
TEL (23) 5722

市内一部のコンビニエンスストアに「防災ハザードマップ」を設置

市内一部のコンビニエンスストアのご協力をいただき、店頭に広報おたわらと防災ハザードマップを設置しています。

ぜひハザードマップを手に取り、日ごろから防災意識を高め、いざという時の災害に備えましょう。

●設置店舗(市内店舗のみ)

- ・ セブンイレブン
- ・ ファミリーマート
- ・ ローソン
- ・ サンクス
- ・ ミニストップ
- ・ サンマート大田原店
- ・ モンマートひのや
- ・ Yショップ(有)大森百貨店

■問い合わせ 東 2階

危機管理課防災係
TEL (23) 1115

